

(別添)

基発 1217 第 1 号
令和元年 12 月 17 日

(別紙の団体の長) 殿

厚生労働省労働基準局長

変異原性が認められた化学物質の取扱いについて (追加)

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条の4第1項の規定に基づき届出のあった化学物質(以下「届出物質」という。)については、同条第3項の規定に基づき、名称を公表するとともに、同条第4項の規定に基づき、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴取し、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たものについては、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」(平成5年5月17日付け基発第312号の3の別添1。以下「指針」という。別添1参照。)に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係団体に対して要請しているところです。

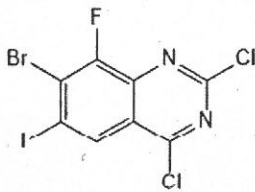
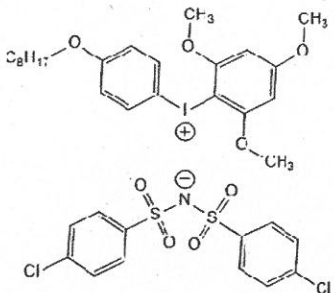
先般、令和元年11月22日付け基発1122第8号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」において、「労働安全衛生法第57条の4第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」(平成30年厚生労働省告示第421号、平成31年厚生労働省告示第99号並びに令和元年厚生労働省告示第46号及び第128号)により、773物質の名称を公表した化学物質のうち、計28物質について強度の変異原性が認められる旨の意見を得たことをご連絡していたところですが、更に別紙1に掲げる計2物質についても、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、別紙に掲げる届出物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いいたします。

別紙 1 変異原性が認められた届出物質に関する情報一覧

	名称公表 通し番号	名称公表年月日 名称公表告示番号	名称	構造式	性状	用途の例
1	27638	平成31年3月27日 厚生労働省告示第99号	7-プロモ-2, 4-ジクロロ-8-フルオロ-6-ヨードキノリン	別添参照	固体	治験薬中間体
2	27917	令和元年9月27日 厚生労働省告示第128号	[4-(オクチルオキシ)フェニル] (2, 4, 6-トリメトキシフェニル) ヨーダニウム=ビス (4-クロロペンゼン-1-ースルホニル) アザニド	別添参照	白色粉末	フォトレジスト材料

別添 変異原性が認められた届出物質の構造式

安衛法官報 通し番号	構造式	安衛法官報 通し番号	構造式
27638	 <p>Chemical structure of 2,6-dichloro-3,5-dibromo-4-fluoropyrimidin-4-yl iodide. It consists of a pyrimidine ring with chlorine atoms at positions 2 and 6, bromine atoms at positions 3 and 5, a fluorine atom at position 4, and an iodine atom at position 4.</p>	27917	 <p>Chemical structure of a complex organoiodine compound. The cation consists of a central iodine atom bonded to a 4-(C₈H₁₇)₂O-phenyl group and a 2,4,6-trimethoxyphenyl group. The iodine atom has a positive charge. The counterion is a bis(4-chlorophenyl)sulfonate anion, consisting of a central nitrogen atom with a negative charge, bonded to two sulfur atoms, each of which is bonded to two oxygen atoms and a 4-chlorophenyl group.</p>